

自治体向けFAQ

【第7版】

平成27年3月

- ※ 本FAQは、平成27年1月にお示ししたものに、内容の追加及び一部修正を加えたものです。(セルの網掛け及び備考欄に記載)
※ なお、この他、「公定価格に関するFAQ」も作成しておりますので、こちらも併せてご参照ください。

階層区分 26	年少扶養控除を加味して利用者負担額を算定する取扱いについて、今後の新規利用者についても同様の取扱いとしてよろしいでしょうか。	新規利用者は本経過措置の対象にはなりませんが、市町村の判断で新規利用者も年少扶養控除を加味して利用者負担額を設定することを妨げるものではありません。ただし、その場合の国庫負担金の精算は、年少扶養控除適用前の階層区分に基づく利用者負担額に基づき、行うこととなります。	追加
------------	--	--	----